

大阪府立吹田支援学校高等部 部活動に係る活動方針

令和6年4月1日

1. 部活動の目的

ひとつの競技に継続して取り組むことで競技力の向上をめざす。
団体競技に取り組むことで協調性を養い、連帯感を高める。
スポーツが好きな生徒に対して運動できる機会を増やす。

2. 運営について

- (1) 顧問が指導計画を作成し、安全に留意して行う。
- (2) 部活動顧問は複数で担当する。
- (3) 休業日や校外にて活動を行う場合は、顧問が作成した指導計画に従って顧問の付き添いのもとで行う。活動についてはあらかじめ学校に届けをし、校長の許可を受けて行う。

3. 活動日及び活動時間について

- (1) 大阪府における部活動等の在り方に関する方針を順守し、月もしくは学期ごとのスケジュールを事前に管理職に提出する。
- (2) 学校の休業日に練習試合などで4時間以上の活動となる場合は、生徒の健康管理に十分配慮して休憩時間を適切に設定し、無理のないよう活動するとともに、学校生活に支障のないように配慮する。

4. 指導について

- (1) 部活動の指導に当たっては、生徒の自発性を損なうことのないよう障がいの特性や一人ひとりの技能レベルを配慮して指導・支援にあたる。
- (2) 適切な指導方法、コミュニケーションの充実により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促す。

5. その他

- (1) 事故の未然防止のため、施設・設備の点検を定期的に行う。
- (2) 無理のない安全な活動メニューを設定する。
- (3) 練習試合や大会などについては、日程などを十分に考慮し、過度な負担とならないようにする。